

(受理番号) 6-10	(受理年月日) 令和6年2月26日
	陳 情
<p>件 名</p> <p>要 旨</p>	<p>香川県ホームページに掲載されている民間団体の米の販売について</p> <p>香川県ホームページで〇〇（団体名）という団体が紹介されている。この〇〇（団体名）はかつてfacebookを利用していた。そのfacebookに、しばしば「米を売ります」という宣伝が現れた。</p> <p>〇〇（団体名）が米づくりをやめた後も、その宣伝は続いた。つまり、〇〇（団体名）は米づくりをやめてからも米を売っていたのである。奇矯としかいいようがない。陳情者は〇〇（団体名）が米を売っているという話は虚偽であろう、Facebook上で売ると言っているだけで、実際には売っていないのだろうと推測していた。</p> <p>しかし、インターネット上で様々に検索するうち別の可能性に気づいた。農林水産省ホームページによると、〇〇（団体名）は、近隣の高齢農家が栽培した野菜の代理販売を行い、生活支援の一役を担っているという。もしや、〇〇（団体名）は野菜とともに米の代理販売も行っていたのではないか。〇〇（団体名）はその米を自分たちが作ったように見せかけて売っていたのではないか。そうだとしたら、産地偽装である(極めて卑小だが)。</p> <p>〇〇（団体名）は、米を売る際にその米の生産者を明示していたのか。「この米は近隣農家が作ったものです。われわれが作ったものではない」と、標榜していたか、否か。その点を調査していただきたい。調査を行う部署は危機管理総局くらし安全安心課が適切と考える。香川県健康福祉部はふさわしくない。</p> <p>そもそも“〇〇（団体名）の元気米”は無料のはずでは？</p>